



2017年4月13日

公益財団法人日本バスケットボール協会  
平成29年度第1回理事会報告

日時:2017(平成29)年4月13日(木) 13:30~15:00

会場:JBA会議室

**【報告内容】**

1. 静岡県バスケットボール協会に関する

裁定委員会からの答申および懲罰について

2. 基本規程の改定について

3. ドイツバスケットボール連盟との業務提携について(追認事項)

以上

## 1. 静岡県バスケットボール協会に関する裁定委員会からの答申および懲罰について

裁定委員会からの答申を受け、満場一致にて、下記のとおり懲罰を決議した。

懲罰の発効は、理事会決議のときからとする。

### ■静岡県バスケットボール協会及び同関係者の懲罰について

2017年4月13日開催の公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「JBA」という)の平成29年度第1回理事会において、JBA 裁定委員会の答申に基づき、下記のとおり懲罰を決定いたしました。

#### 1 懲罰対象者

- (1) 静岡県バスケットボール協会(以下「対象協会」という。)
- (2) 静岡県バスケットボール協会 会長 川村修(以下「対象者川村」という。)
- (3) 静岡県バスケットボール協会 副会長 杉山明宏(以下「対象者杉山」という。)
- (4) 静岡県バスケットボール協会 理事長 渡邊正知(以下「対象者渡邊」という。)

#### 2 主文

- (1) 対象協会に対し、本懲罰決定の日から対象協会が法人格を取得するまでの間、JBA の評議員推薦の業務を停止する。
- (2) 対象者川村に対し、対象協会における一切の公的職務を、本懲罰決定の日から同協会が法人格を取得するまでの間停止し、さらに、法人格取得の日から1年間禁止する。
- (3) 対象者杉山に対し、対象協会における一切の公的職務を、本懲罰決定の日から同協会が法人格を取得するまでの間停止し、さらに、法人格取得の日から10月間禁止する。
- (4) 対象者渡邊に対し、対象協会における一切の公的職務を、本懲罰決定の日から同協会が法人格を取得するまでの間停止する。

#### 3 懲罰の対象となる事実

- (1) 対象協会は、JBA の再三にわたる指導、指示、命令等に従うことなく、全国の各都道府県バスケットボール協会の中で唯一、現在に至るまで法人格を取得せず、もって JBA 及び対象協会の名誉及び信用を毀損するとともに、秩序風紀を乱した。
- (2) 対象者川村及び対象者杉山は、
  - ① 上記(1)に関し、対象者川村は対象協会の会長として、対象者杉山は対象協会の副会長として、JBA の指導、指示、命令等に従い、速やかに対象協회를法人化すべきであったにもかかわらず、これを怠り、なおかつ対象協会の法人化を妨害し、もって JBA 及び対象協会の名誉及び信用を毀損するとともに、秩序風紀を乱した。

- ② 対象協会内における犯罪性に乏しい事案について警察官に捜査を要請した上、2016年5月18日、警察官を対象協会の事務所に案内して、同協会事務局員に証拠品の任意提出を求めさせるなどし、公的団体である対象協会に対し、無用に警察の介入を招き、もって対象協会及びJBAの名誉及び信用を毀損するとともに、秩序風紀を乱した。
  - ③ 2016年9月21日に代議員会開催禁止仮処分の申立、同年10月3日に代議員会決議執行停止仮処分の申立を行い、同年4月22日の設立登記手続禁止の仮処分申立に関与し、同年12月26日提訴の代議員会決議不存在確認等請求事件に関与し、なおかつ対象協会の機関決定等を得ずして同請求を認諾するなどし、もってJBA基本規定第2条⑥に違反するとともに、JBA及び対象協会の名誉及び信用を毀損し、秩序風紀を乱した。
  - ④ 2016年11月19日に記者会見を開き、対象協会の資金(いわゆる「ABC基金」)に関し、十分な根拠に基づかず、かつ、一方的に対象協会の関係者を非難するなどし、また、2017年3月23日に再度記者会見を開き、ABC基金に関し、前同様に対象協会の関係者を非難するなどするとともに、対象協会内の正規な手続きを経ていないにもかかわらず、対象者渡邊ら2名の対象協会役員を解職した旨発表し、もって対象協会及びJBAの名誉及び信用を毀損するとともに秩序風紀を乱した。
- (3) 対象者渡邊は、上記(1)に関し、対象協会の理事長として、JBAの指導、指示、命令等に従い、速やかに対象協会を法人化すべきであったにもかかわらず、2016年2月16日に開催された対象協会の理事会及び同年3月12日に開催された同代議員会で承認された、新しく設立する一般社団法人の定款案に設立時社員を記載しなかったため、これが発端となって法人化できず、しかも、対象協会内外に混乱をもたらすなどし、もってJBA及び対象協会の名誉及び信用を毀損するとともに、秩序風紀を乱した。

## 2.基本規程の改定について

「一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟」の設立に伴い、関連規定を改定する。

<改定内容>

- ① 連盟の設置に関する規定の改定(第 81 条)
- ② 選手肖像等の使用、広告宣伝活動に関する規定の改定(第 96 条)
- ③ 選手契約に関する規定の改定(第 97 条)

※変更後の詳細については JBA 公式サイト内の「各種規定」にてご確認ください。

【JBA 公式サイト URL】 <http://www.japanbasketball.jp/jba/kitei/>

## 3.ドイツバスケットボール連盟との業務提携について(追認事項)

ドイツバスケットボール連盟と JBA との間でパートナーシップ契約(業務提携)を締結し、今後人的交流を含めた情報交換等を実施することについて追認決議が行われた。

※本件については、4 月 10 日付にてプレスリリースおよび JBA 公式サイトにて詳細発表済み。

【JBA 公式サイト URL】 <http://www.japanbasketball.jp/release/34507>

以上